

平成24年2月3日 議会改革検討代表者会議

○開議時刻 午後2時0分

○散会時刻 午後3時57分

○場所 全員協議会室

○出席委員（10人）

伊藤 学 座長

川畑英樹 副座長

大須賀浩裕 委員

林 明裕 委員

井上耕志 委員

小林市之 委員

雨宮幸男 委員

高橋祐司 委員

大河巳渡子 委員

ドゥマンジュ恭子 委員

○欠席委員（0人）

○事務局

大和田正治 事務局長

小林明信 事務局次長

宮川節夫 事務局主幹

小島伸夫 庶務係長

高橋慎一 議事係長

佐野竜也 議事係主査

○案件

1 第6回代表者会議における合意事項……………	1
(1)議会日程等の事前決定及び公表について……………	1
2 検討・協議事項……………	1
(1)一問一答方式の導入について……………	1
(2)陳情・請願内容のホームページ掲載について……………	15
(3)上程時質疑の通告・時間制限・公開について……………	18
(4)傍聴者への保育・手話等サービス提供について……………	30

(5) 傍聴者への環境整備について.....	33
3 その他.....	40

午後2時0分 開議

○川畑副座長

皆さん、こんにちは。ただいまから第7回調布市議会改革検討代表者会議を開催させていただきます。

初めに、伊藤座長からごあいさつをいただきます。

○伊藤座長

皆さん、改めまして、こんにちは。きょうは第7回調布市議会改革検討代表者会議に御参集をいただきまして、ありがとうございます。暦の上では早いもので、もう節分を迎えるところとなりました。新年を迎えて1月があつという間に過ぎ去っていったような感がございます。インフルエンザが大分はやってきているようでございまして、それぞれの皆さんには、どうぞお体を御自愛いただければと思っております。

この代表者会議におきましては、それぞれ開かれた議会に向けて皆様方の御協力、御理解をいただきながら、毎回申し上げておりますけれども、スピード感を持って対応していきたい、このことをぜひともお願い申し上げます。つきましては、きょうは多少趣向を凝らしまして、モニターなどを見ていただきながら議事を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○川畑副座長

ありがとうございました。それでは、日程に従いまして協議してまいります。

なお、進行につきましては、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

最初に、日程の1、前回第6回代表者会議におきまして合意されました事項について確認するため、その内容を合意資料3として配付させていただきましたので、御確認ください。

内容は、前回第6回代表者会議で、議会日程等の事前決定及び公表について、本会議及び常任委員会の開会時間の原則開会時間を決めておくこと、一般質問の質問者の割り振りの原則を決めておく内容となっております。御確認ください。

それでは、日程の2、本日の検討・協議事項、(1)一問一答方式の導入についてを議題といたします。このテーマは、前回、会議の中で議論されておりましたが、事務局に近隣市の現状調査をお願いしておりました。その結果を参考に協議していこうということで終わっておりましたので、本日は事務局が近隣市に調査をかけ、まとめました資料を用意しておりますので、最初に事務局のほうから資料の概要についての説明をお願いいたします。そして、前回、このテーマの協議の中で一問一答方式を実施している議会を見に行きたい

との意見もありましたことから、事前に皆様方のほうはインターネット等で御確認いただいていることとは存じますが、本日は最初にインターネット中継で公開されている議会の様子をスクリーンに映し、見ていただきまして、その後に一問一答方式の導入についての御意見を伺いたいと思います。

それでは、その2つですが、まずは議会事務局から資料19に対して、近隣市の状況に関して説明をしたいと思っております。はい、宮川主幹。

○宮川事務局主幹

それでは、資料19をごらんいただきたいと思います。この資料につきましては、東京都26市の議会を対象にまとめたものでございます。資料の左側、対面式の質問席から順次説明をいたします。

本会議場に対面式の質問席を設置しております市議会は26市中7市でございまして、比較的新しい庁舎で設置されているというのが傾向として見てとれるということでございます。

なお、質問席は速記者席と議席の間に設置しているところがほとんどでございますが、議席の最前列に1つ設置しているようなところもございます。

次に、一般質問の(1)方法についてでございますが、一括質問、一問一答、選択可能、その他の4つの区分がございます。このうち一問一答と選択可能に○がついている市につきましては、最初の質問から一問一答式を実施している、または最初の質問から一括質問、一括答弁か一問一答式のどちらかを選択可能な市議会でございます。最初の質問から一問一答式が可能な市は7市でございます。

続きまして、その他の欄でございます。●、◎、※が記載されている欄に印がついている市でございますけれども、再質問から一問一答式を実施している、または再質問は一問一答式か一括質問、一括答弁のいずれかを選択できるなどの運営をしております。全部で12市において実施されております。

次に、(2)位置についてでございますが、一番左、演壇と表記してありますのは、登壇して質問することを指しております。現在、調布市議会では実施されております初回は演壇、再質問は自席の方法がこの中では最も多く、14市でございます。

次に、反問権でございますが、多摩市では議会基本条例に明記し、詳細は実施規定等を定めております。

それでは、次、裏面をごらんいただきたいと思います。こちらに記載いたしましたのは、最初の質問から一問一答式が可能な7つの市議会の一般質問の時間制限などの運用を調査したものでございます。質問の時間制限でございますが、答弁を含む全体の時間制限を実

施しているところは7市中5市、質問だけ時間制限がある市は2市でございまして、再質問の回数制限は運用上していないところが多い結果となっております。

最後に、一般質問に要している日数でございますが、3日から5日の間で行われているとのことでございます。

説明は以上でございます。

○川畑副座長

ありがとうございました。近隣市の状況につきまして、事務局からの説明を受けました。

続きまして、近隣市の状況をインターネット中継されているところをスクリーンで見たいと思います。では、事務局、準備をお願いします。はい、宮川さん。

○宮川事務局主幹

それでは、ただいま画面のほうが映りましたけれども、一般質問のやりとりをインターネットの録画をスクリーンに映し出しましてごらんいただきます。本日視聴していただきます市議会は、稲城市と流山市の2市でございます。稲城市は一問一答式、流山市は反問権のところを御視聴いただくということでございます。

まず、稲城市議会でございますが、質問時間のみ1人45分以内の制限がございます。質問は最初から小項目ごとに一問一答式、再質問2回まで、質問席は質問席専用となっておりますが、できるだけ費用をかけないで設置することで、委員会室の机を転用し設置しているとのことでございます。それでは、ごらんいただきたいと思います。

[スクリーン映写]

○小林事務局次長

今ごらんいただきましたのが稲城市のやりとりでございます。非常に簡潔な形で、ぽんぽんとそれぞれの質問項目ごとにやりとりが行われている状況でございます。

続きまして、反問権を認めております流山市の例をごらんいただきたいと思っております。最初に、議場の中で議長から指名を受けて登壇するところ、そして実際に反問権に入るところのやりとりをごらんいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

[スクリーン映写]

○小林事務局次長

今、前振りの部分ですが、続きまして、答弁の後に答弁者が反問権を行使する場面がございますので、答弁者の答弁が終わるところから反問権に入るところをごらんいただきたいと思っております。

[スクリーン映写]

○小林事務局次長

続いて、反問を受けた側の議員さんの答弁になります。

[スクリーン映写]

○小林事務局次長

以上が流山市の実際に反問権を行使されたときの事例でございます。流山市におきましては、一問一答方式により行いまして、質問ごとに完結するという形をとっておられて、議員の発言時間は40分以内という制限があるそうでございます。質問の回数は特に制限なしということで伺っております。

以上、2つの議会の例を御紹介させていただきました。一問一答につきましては、反問権の部分もということでお話ございましたので、今回、反問権の部分につきましても事例として御紹介させていただきました。

以上でございます。

○川畑副座長

ありがとうございました。資料の説明と実際の一問一答方式を実施している議会、インターネット中継されているところがございますけれども、稲城市、流山市の状況を見ていただきました。個々の議員の方で、各自で、独自で視察されている方もいらっしゃると思いますけれども、今、資料の説明と実際の一問一答方式を見ていただいた状況でございますが、これに対して御意見等がございましたらお受けしたいと思いますと思いますが、いかがでございましょうか。挙手にてお願いします。はい、井上委員。

○井上委員

わかればいいんですけども、今、流山市さんの反問権行使のところの映像を見せていただいたんですけども、例が結構あるんですかね。この資料の中で、例えば26市だと多摩市さんは反問権があるけれども、行使された例がないということなんですけれども、実際、流山市さんは頻繁に使われたり……わからなければいいんですけど。

○川畑副座長

どうぞ。

○小林事務局次長

私どもが調べた限りでは、平成22年度ぐらいから4回ぐらい反問権が行使されたケースがあるかと思えます。

以上でございます。

○井上委員

わかりました。ありがとうございます。

○川畑副座長

ほかに御質問、挙手にてお願いします。ありませんか。はい、林委員。

○林委員

今の井上委員の関連なんですが、流山市の4回、今、ネットでつながっているようなんですけども、その部分、抜粋して見ることはできないですかね。ちょっと時間はかかるとは思いますけど、もし可能であれば準備いただければありがたいなど。難しいようであれば結構です。自分で探して見てみます。

○川畑副座長

済みませんが、よろしくをお願いします。ほかにございませんか。はい、ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

一問一答のところも今見せていただいたんですが、質問の内容がああいう感じにぼんぼんへ行ったり来たりするのはその議員さんの特徴なのか、ほかの議員ではまた違ったような質問の仕方をしているのか、ちょっとその辺も見てみたいんですけども。

○川畑副座長

一応、例として今2つ出していますけども、私も実際、どういうことがあるのかと自分でネットで見て確認をしましたので、そこら辺は個々で見ていただいたほうがよろしいのかなと思います。

ほかにございませんか。大河委員。

○大河委員

今、拝見したり、たまによそのも見ますけど、一般質問というのほうのほうにも書いてありますけど、大所高所から建設的に政策的な議論をとというような話があります。一問一答の難しさというのは、今見ていて思ったんですけど、より詳細な、具体的な内容が一問一答なんだというふうにとらえがちになりますけど、そう思うと質問の仕方の工夫が必要なのかなというふうには私は感じたんですけど、皆さん、どう思われます。

○川畑副座長

見られての感想でも構いません。今、大河委員がそういうふうにご感想をお持ちになったということですが、雨宮委員。

○雨宮委員

今ここで代表委員の皆さん、共通に視聴したということ的前提に、ちょっと印象的な意見になりますけども、一問一答というのは特に市議会の一般質問では難しいなというのが率直な、今を見て、それについて評価をどうこうというつもりは全くないんですけども、本当に質問の趣旨を深めることが可能なのかなという疑問を今感じましたよね。調布

の方式がすべて 100%いいんだと言い切るつもりもありませんけれども、必要に応じて再質問や再々質問をやることによって大きな政策テーマに対する深化というのは、現状のほうが深めやすいという印象を私は持ちました。

もちろん、前回のときにも申し上げましたけれども、一括方式というのは質問者と答弁者の間ではそれなりの対応関係がわかるということはあると思いますけれども、傍聴や視聴している方側から見ると、質問と答弁の対応関係が必ずしも鮮明につかみ切れないという確かに改善すべき点はあるのかなという思いは改めていたしております。感想的な意見です。

○川畑副座長

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。はい、ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

また一問一答のところなんですけれども、今見せていただいた例では、いろいろ難しさがあると今御意見もありましたけれども、その方が何を考えてこの質問をしているのかというところが、やはりちょっと深まりがないのかなという気がします。

私も見てみたんですけれども、ほかのやり方としては、小平なんかでは、まずは前に立って、一応自分がこれからこういう質問をしますという要旨をまず述べて、そして自席に戻ってからそれについて一問一答をやるというようなやり方をしています。そういうやり方ですと、この議員がどういう質問をして、それについてまた一問一答をして、もっと細かくそのやりとりをするというところで、見ている方にとっては、もっとわかりやすいのかなと思います。ですから、一問一答と一概に言ってもいろんなやり方があると思いますので、それをしっかりと踏まえた上でまた皆さんと議論していかなければ、一概に一問一答がいい悪いとは今の段階では言えないのではないのかなと思います。

○川畑副座長

御意見をいただきました。ほかに。林委員、どうぞ。

○林委員

我が会派としても一問一答制の導入ということで提案させていただいているところなんですけれども、それぞれ一長一短あるのかなという印象をいろいろな議会を見ていると思っております。ある議会においては、一括質問、一括答弁方式、そしてもう1つが一問一答方式それぞれを議員が選択できて、それで施行しているという議会もあるというふうに聞いておりますので、私としては一度試行という方法をとってやってみるのも1つの手なのかなというふうに思っていますけど。

○川畑副座長

ありがとうございます。ほかに。はい、小林委員、どうぞ。

○小林委員

私のほうの提案は、見ていただくとわかるように、一問一答と一括質問が選択できる制度をとという提案でございますので、どっちがいいとか悪いとかじゃなくて、どちらもできるような形にしておくという形のほうが。それで、例えば、みんなの党さんから提案のある再質からまずやってみるというようなことでも私はいいのかなというふうに。まずやってみて、それから本格実施に行くのか、その辺のところ、やってみないことにはなかなかというような気が今見ていたしました。

以上です。

○川畑副座長

ありがとうございます。はい、高橋委員、どうぞ。

○高橋委員

私も今、拝見したもの以外にも幾つかネットを通じて自分で見たものもあるんですけど、やっぱり質問の部分においては一括で行い、答弁を1つのテーマ、例えば3つの質問をした場合に1つずつの答弁を分けて受け、その段階において再質という形で一問一答をとられているというようなケースもありますし、私どもが提案した目的は、基本的には傍聴者であるとかネットの視聴者であるとか、そういう方々がわかりやすいかどうかという部分の追求だと僕は思うんですね。ですから、提案した趣旨も実はそういうことでやらせていただきましたんで、今、皆さん、御意見出ましたように、試行してみるというのをぜひこの調布の市議会においてもチャレンジをしていただけたらなというふうに思います。その中で改善できるものは改善していく。その中でまた流動的であるかもしれませんが、では今度はそこに対してのガイドラインを決めようというような形で、ある程度、段階的な形でもいいからぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

以上です。

○川畑副座長

ありがとうございます。大河さん、どうぞ。

○大河委員

そもそも一問一答をなぜ入れるのかというのは、やっぱり質問内容の論点とか争点が、ずっと聞いていて最後のほうに出てくるとわからないというところが一番の求められているところかなというふうに思います。ですから、そういう面では、どういうふうにしたら論点や争点が、している側からも聞いている側からもより明確にわかるのかなという視点で、やり方は少し検討する余地があると思います。

ただ、私はもう一点、反問権がセットでというので、今、反問権を見ましたけれども、いろんな議会で反問権に対して定義づけをしています。例えば、横須賀市では質疑や質問等の趣旨を確認するために発言することができるという確認権。だから、反問というふうなことは議会基本条例には書いていないんですね。つまり今言ったように確認権というふうに認識しているという話を聞いておりますけど、確認するための発言をすることができる。所沢だと論点を整理するための逆質問として反問権を位置づけているというふうに、反問権をどう定義づけるかということは、私はやっぱり大変重要なところだと思います。ですから、もし反問権ということセットでやっていくのであれば、調布議会として反問権をどういうふうに定義づけるかという議論も1つしておく必要があるのではないかと思います。

○川畑副座長

はい、雨宮委員、どうぞ。

○雨宮委員

試行という発言が複数の方から出ていますので、それ自身については私も別にあえて異議は唱えませんが、今ありましたように、反問権については皆さんのお手元にも行っていると思いますけど、この間の11月の全国市議会議長会の際の4つぐらいの議会の議長さん、あるいは代表者がパネラーになってシンポジウムを行ったときの記録があるんですが、その中にも反問権に触れている部分があるんですね。そんな中で、いろいろ議会によって対応が違うようではございますけれども、やっぱり調布の市議会として反問権というものをどういう概念規定するのかについては、一度しっかりした議論をやった上でもし実施するのであれば実施に移していくということをやっておかなきゃまずいと思います。

その点では、蛇足かもしれませんが、あえて言えば理事者側との調整というか、要するに一問一答の併用方式、従来どおりの一括方式、完全一問一答方式、あるいは私がさっきいろいろ話を聞いていて考えたのは、調布の通告の仕方は大設問、中設問とかがあるじゃないですか。同じ一問一答方式をするにしても、あえて言えば大質問ぐらいでくくって、1回、2回、3回とやってやったほうが質問としては趣旨と質問の中身の対応関係がよくわかるのかなというのは議論を聞いていてふと思いついたんですが、そんな方式も考えられるだろうし、具体的な方式についてもいろいろ議論を深めていったらいいんじゃないかなという思いを今強くしているところです。

○川畑副座長

大須賀委員。

○大須賀委員

できるだけ早く一問一答を試行してみたらどうでしょう。試行である以上、最初から一括方式質問か一問一答も選択できるし、最初は一括質問だけど、再質問からは一問一答ができるとか、できるだけ幅広い方向でやってみて、一問一答を初めてやってみただけど、やっぱりこういうところがというふうになってくると思うんですね。ただし、事前にみんながある程度心しておかなきゃいけないことは、一問一答方式になったときによく言われることは、先ほどの事例にもありましたけど、細かいことになり過ぎちゃって委員会審査と変わらないじゃないのというふうになっちゃうと、本会議での一般質問のあり方と委員会審査というのはやっぱり違うものだと私は思うので、その辺はある程度気をつけて一問一答に取り組むときは行わなきゃいけないなというのは議員全員が心しなきゃいけないかなというふうに思っています。

一問一答は、私はできるだけ早く試行したほうがいいと思うんですけど、反問権についてはもうちょっと調査、研究した上で協議をして結論を出したほうがいいと思っています。

以上です。

○川畑副座長

ありがとうございました。はい、大河委員。

○大河委員

今、試行という話が出ましたけれども、今回いただいた資料19の裏側のところに時間制限について書いてあります。この中で一問一答をやっているのは多摩市のみだと思います。多摩市の場合は、時間制限が質問する側の質問時間は30分だという規定だけなんです。反問権もあるからだと思いますが、やはり理事者側の答弁、さらに反問権も入れば、その中で時間を、例えば今調布で言えば1時間という中でやれるのかなという部分もありますので、やっぱりそういうことも含めて試行するときには考えたほうがいいのかなという気もいたします。

○川畑副座長

ありがとうございました。はい、井上委員。

○井上委員

我々の会派といたしましても、一問一答形式、そして反問権の付与ということでお話しさせていただいておりますが、まずは試行という形で一問一答のやり方自体を皆さんとともに実際やってみてどういうふうに感じていくのかという部分も大切なことなんだろうというふうに思っております。

また、反問権の概念の規定ということで御意見もあったかというふうに思います。最終的には、我々としては一問一答形式、反問権の付与ということで、セットで考えておりま

すけれども、まずはやっていくということを皆様方とあわせて合意ができれば、その形が  
いいのかなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○川畑副座長

ありがとうございました。では、座長、お願いします。

○伊藤座長

それぞれの委員さんのやりとりを聞いておまして、ある程度、方向性が定まってきて  
いるのかなと。もし合意が得られるとすれば、ただいまから申し上げることに御賛同いた  
だければ、なるべく早く実施ができていくのかなと思っております。

その内容ですが、一般質問のあり方ですけれども、皆さんから出ているように一括質疑、  
一括答弁、もしくは個々個別な質問の仕方にする一問一答方式、もろもろそうしたものを  
制限をかけない、両方選択ができるということを試行する方法をまず御提案したい。そし  
て、それを議論していく我々の機関の中で、改めて反問権もしくはその他の詳細にわたる  
事情が発生したときには議論を重ねていくことを前提に試行に入るという御提案をしたい  
と思っておりますが、いかがでしょうか。

○川畑副座長

ただいま座長案として提案がなされました。このことにつきまして、皆様の御意見がご  
ざいましたらお伺いしたいと思っております。ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

意見というよりも質問というか皆さんで考えるところだと思うんですが、まずはやる方  
向で試行してみようという意見も多かったので、一問一答については、その方向でとは思  
うんですが、そのやり方については今いろいろな意見も出ましたけれども、そのやり方につ  
いては、どこでその話し合いをしていくとお考えでしょうか。

○川畑副座長

はい、座長、お願いします。

○伊藤座長

第1定までにとというのは非常にタイトなものですから、これは無理があるかなと。方向  
性が定まれば次回以降、そのことについて詳細にある程度決め事しておくということ  
をやっておかなきゃいけないと思っておりますので、まずは一問一答以外のものは現状どおり  
ですか、一問一答に限り、例えば、じゃ、自席で最初から行うんですか  
とか、まずは登壇して行うんですかとかいうような決め事も必要だと思うんですね。です  
から、まずは一問一答を試行するという方向で皆さんが御理解いただければ、そこから先

の議論に入れるということだと思いますので、ぜひ御理解いただきたいと思います。

○川畑副座長

ほかにございませんか。大河委員。

○大河委員

テクニックのあれかもしれませんけど、例えば今の質問通告の様式がありますけれども、そういうことのあり方というのも、自分で考えて項目で出すとかあれだとかというのは今後ということなんですね。やっぱり対理事者側からすると、このやり方がどちらかというのは大変だなという気はしますので、例えば一問一答をみんなやってみるとか、まぜてやってみるとか、やり方は少し整理するほうがいいのかなという気はちょっとしましたので、意見です。

○川畑副座長

林委員。

○林委員

今、座長から出た御提案を確認させていただきたいんですけども、今までどおり一括質問、一括答弁と、新たに一問一答方式を試行していくということで、その他、細部については今後調整していくということによろしいでしょうか。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

そのとおりでございます。

○林委員

それでは、我が会派としては賛成したいと思います。

以上です。

○川畑副座長

井上委員。

○井上委員

我々の会派も議長提案に賛成したいと思います。

以上です。

○川畑副座長

小林委員。

○小林委員

うちも議長提案、賛成させていただいて、詳細についてはまた案を出していただければ

と思います。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

今後の作業の進みぐあいにもよるとは思いますけども、座長の腹づもりというか、頭の中では実際の試行実施開始は6月ぐらいというふうにお考えなんですか。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

場合によっては決め事がかなり多くなる可能性もあります。先ほど大河委員さんからも御指摘がありましたように、質問の趣旨、内容を具体的に理事者側がわかるような通告方法も今の様式でいいんだろうかということもやはり決め事の1つだと思いますね。もしくは、例えば質問中にその質問議員が、場合によってはどんどん幅広くなっていくというか、表現は難しいですけども、可能性もあります。そのときには、もちろん議事整理は議長が持っていますから、議長のほうから注意、勧告をするというようなこともあるかもしれない。ですから、そういったことを1つずつ行っていくわけですけども、基本的にこのことに限らず申し上げますけれども、4年間の任期の中で、私ども、あと3年半しかありません。その3年半の中に試行を繰り返して行って、じゃ、最終的にいつ議会改革のすべての様式が皆さんの御議論をいただいてまとまるんだという目標もぜひお忘れなくしていただきたいということです。

以上です。

○雨宮委員

私が聞きたかったことは、大きな方向性では現状と一問一答、併用方式で試行ということでおおむねまとまっているんじゃないかなというふうに思うんですが、先ほど来いろいろ出ていますように、事務的な部分での作業の詰めの議論も必要ですから、そういうことを踏まえた上で6月第2定ぐらいから試行の実施に入っていくというふうなおおよそのスケジュール感なのかなということちょっと聞きたかったんです。その点だけです。

○伊藤座長

できる限りそれに近づけたい。具体的に第2回からということは私は今申し上げられない、こんな状況ですね。

○雨宮委員

わかりました。

○川畑副座長

ほかに。雨宮委員。

○雨宮委員

そういう含みを持ちながら了解です。

○川畑副座長

大河委員。

○大河委員

私も先ほど言いましたように、やはりやってみると思いのほかさまざまなルールの見直しが必要になってくると思いますので、試行した場合は、その議会が終わった後、必ず意見交換したりし、よりいいものをつくっていくためのやりとりをするということを前提に試行するのであれば、やることに関して反対する気はございません。

○川畑副座長

高橋委員。

○高橋委員

今、基本的に座長の御提案で私どもも賛成でございます。基本的には、できるだけ早いところから、ある意味、先ほど申し上げましたように、一度決めたからそれで何としても固執しなければという部分の発想をなるべく皆さんで除いていただき、よりいいものに仕上げていくという形をとっていただくということで、ぜひ積極的な推進をしていきたいなというふうに思います。

以上です。

○川畑副座長

ありがとうございます。ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

私も市民にとってどういうやり方が一番わかりやすいのかというところを丁寧に皆さんで議論していく中でまずやり方を決めて、そしてそれも見直しをしていくという前提に立って、このことについては賛成したいと思います。

○川畑副座長

はい、座長。

○伊藤座長

一様に皆さんの御意見を聞きましたけれども、それでは一問一答方式につきましては、方向性として改めて確認、お示しをしたいと思いますが、市政の課題に関する論点を市民にわかりやすくするため、一問一答方式の試行を行うものとするということで、試行の方

法、手続、事務的な要素もありますけれども、このことにつきましては、今後議論をして方向性を定めていくということでございますが、よろしいですか。

○川畑副座長

よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

ありがとうございます。座長。

○伊藤座長

それでは、一問一答方式に関連してまいりますけれども、参考までにここで意見を聞いておきたいんですけれども、一問一答方式を選ぶ場合に、自席で行うのか、登壇して行うのか、もしくは何らかの、これは前に戻るというイメージで受けとめられると困るんですけれども、発言席を設けるのかという部分をどんな感覚かどうかだけ私のほうで知りたいなと思っていますので、御発言をそれぞれ、それは忌憚のない意見で結構です。

○川畑副座長

今、議長から出ましたように、質問する場所、どういう感覚をお持ちなのかという忌憚のない御意見が欲しいということで、皆さん、挙手にて御発言いただければと思います。高橋委員、どうぞ。

○高橋委員

私ども、最初のプレゼンテーションというか御提案のときにも申し上げたんで、そういう意図で提案させていただいたんですけども、幾つかの議会のVTRというか、先ほどネットのようなもので見させていただいたんですけども、幾つかあった中でいうと、冒頭は登壇でやられていて、その議会はたまたま通しで一括で質問して、1つのテーマごとに答えていくという形をとられていた議会が非常にわかりやすくて私は好意的にそれを見たんです。それに基づいてあのおとき幾つか提案させていただいたんですが、質問席は別に設けてありましたが、まずは壇上に上って一括で質問をして、その後、質問席に戻ってそこから再質問以降は一問一答でやられていたというのが非常にわかりやすかったものですから、私はそのイメージでもって提案をさせていただきましたので、できることであれば質問席を設置するという考え方がよろしいかなと私どもは思っております。

以上です。

○川畑副座長

林委員、どうぞ。

○林委員

これは以前、うちの会派から出したと思うんですけども、理想としてはやはり質問席みたいなものをつくって対面方式でやるのが市民の目からとっても一番わかりやすく理想だと思いますが、費用の問題とかいろんな問題があるでしょうから、本来、一般質問は市政をただすという第一義的な所期の目的を達するためであれば、どこで質問しようが構わないです。

○川畑副座長

ほかに御参考意見として皆さん、御意見がございましたら挙手にてお願いします。小林委員、どうぞ。

○小林委員

私どもは自席で結構です。

○川畑副座長

ありがとうございます。ほかにございませんか。それでは、大河委員。

○大河委員

私も質問すればどこでもと思うんですけども、今の状態でずっと一問一答するときに、自席に戻ってあれなとき、やっぱり理事者に近いところで様子を見ながらというのでいけば、登壇席でずっとやっているのがいいのか、でも何だか変だなというので、なかなか難しさは感じますね。

○川畑副座長

御意見として皆さんの御意見を賜っておきます。ありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。次のテーマでございますけども、皆さんのお手元に配付されております一問一答方式の次には、陳情文書表のホームページの掲載というテーマが出ています。この議題に移りたいと思います。

まず、陳情文書表のホームページ掲載を47番で提案されております創政会の林委員さんのほうに提案理由の説明がありましたらお願いしたいと思います。はい、林委員さん、お願いします。

○林委員

ちょっと頭を切りかえるのにあれなんですけども、陳情文書表のホームページ掲載ということなんですけども、提出された陳情については、今現在は定例会の初日に陳情名のみ公開しているのが現状だと思いますけども、過去、陳情内容については、ここにいらっしゃる方々、覚えていらっしゃる方がほとんどだと思うんですけども、個人を誹謗中傷するような、個人の人格を否定するような内容もあったというふうに思っております。そういう状況ですと、こういうこともちょっといかなものかなと思うんですけども、現在は審査に

なじまない陳情云々という取り扱いも定めているかと思いますが、傍聴のこととか市民の側に立った目線から見ると、こういった公開はもう十分そういう時期に達しているのではないかなということで提案をさせていただいたところでございます。

○川畑副座長

ありがとうございました。陳情文書表のホームページ掲載につきましては、創政会さんからのみ提案されておりますので、創政会さんの提案に対して皆さんの御意見がございましたら挙手にて御発言をお願いいたします。はい、井上委員さん。

○井上委員

問題ないと思いますので、どんどんやっていただきたいと思います。

以上です。

○川畑副座長

雨宮委員さん。

○雨宮委員

確認を含めた質問なんですけれども、文書表というのは陳情タイトルの一覧、資料で文書表が議会のほうに出されますよね。あれのことを言っているのか、それも含めた陳情、あるいは請願文書そのものも含まれるのか、その辺のところを。

○川畑副座長

はい、林委員。

○林委員

内容を議会事務局が受け付けて、てにをはとか、いろいろ訂正するかと思いますけども、それを受けて私たちに配付されるような段階の資料であれば全面的に公開しても私は問題ないと思っていますけども。

○雨宮委員

わかりました。

○川畑副座長

ほかに御意見ございませんか。はい、大須賀委員さん。

○大須賀委員

原則賛成なんですけど、先ほど林委員もおっしゃったように、過去の陳情においては、職員の実名を挙げて誹謗中傷した陳情もありました。そういうものに対する予備もしておかなきゃいけないと思うので、原則公開だけでも、公開にふさわしくないものはしない規定をどこかでつくっておかなきゃいけないのと、そのときに議長決裁なのか、議運で決めるのか、その辺もどこかで協議した上で踏み切ったほうがいいかなと思っています。

以上です。

○川畑副座長

雨宮委員さん。

○雨宮委員

今の質問というか意見に対するあれなんですけど、一応、請願・陳情については受け付けの段階で今のガイドラインに基づく整理があるわけですよ。今の大須賀さんのお話というのは、その整理を経た上でさらにホームページへの公開をするのかしないのかという、いわば第二次のフィルターをかけるという意味なんですか。

○川畑副座長

はい、大須賀委員さん。

○大須賀委員

1枚のフィルターで100%そこで取り切れるかどうかわからないということもあって、念のためにという意味です。1枚のフィルターでそれがきちんに行えるということが確認できればそれで結構だと思います。

○川畑副座長

林委員さん。

○林委員

大須賀委員のおっしゃることもごもつともで、審査になじまない陳情の規定云々というのは、あくまで解釈によって個人個人が判断することですから、拡大解釈の懸念もあるということを見ると、陳情締め切りの後に、招集日までの間に議運がありますよね。ですから、議運を経て最終的に公開するというのも1つのやり方なのかなと思いますけど。

○川畑副座長

ほかにございませんか。はい、雨宮委員。

○雨宮委員

具体的にイメージがわかしくいんですけれども、例えばガイドラインにはなじむんだけれども、中身の問題として個人情報に触れるような部分があるとかいうふうなことがもしあるとすれば、確かにその辺については配慮が必要なのかなという感じはしますよね。だから、よく特定の企業名を付しての陳情であるとかいうふうな場合、じゃ、実名を出しちゃっていいのかというふうな問題とか、そういうのが出てくるかもしれないという懸念はあるかもしれないという感じはしました。

○川畑副座長

陳情文書表のホームページ掲載については、皆さんは、おおむねよろしいかなという御

意見ではないかと思えますけども、そのフィルターの問題に対してですが、今、現状では誹謗中傷に対してはだめということは皆さん認識の中にあると思えます。ちょっとお待ちください。——はい、座長、お願いします。

○伊藤座長

そうしましたら、陳情文書表のホームページ掲載につきましては、方向性としては皆様、おおむね一致しているんじゃないかならうかというふうに思われます。したがって、先ほど御提案のありましたように、議会前の最終的な2日前の議運を経て掲載に移行するという事で文書表をすべて載せることを確認したいと思えますが、いかがでしょうか。

○川畑副座長

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

では、その方向性で了承されましたので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、議論を移ります。提案番号78、79、80に入りたいと思えます。次の議論は議会と市長・執行部との関係という題名の中で、78、上程時質疑の文書通告・事前公開は創政会さんから提案されております。上程時質疑における通告制と時間制限は民主・社民の会さんから提案されております。そして、上程時質疑、代表質問、委員会報告への討論の内容と時間制限の見直しをというテーマでみんなの党調布さんから提案されておりますので、まず提案理由の説明がありましたらお願ひしたいと思います。

まず、78、上程時質疑の文書通告・事前公開について、創政会さんから提案されております。林委員さん、お願いします。

○林委員

私どもから提案させていただいているのは、民主・社民の会さん、みんなの党さんと若干違っているのはごらんいただいたとおりでございます。我が会派としては、現在の段階では、特に時間制限は個人の良識の範囲でというふうに考えたいというふうに思っております。上程時質疑は上程時質疑で、やはり時期に応じたタイムリーな必要性を感じて通告をするわけですから、あれはあれで大事な場なのかなというふうに思っております。議会がみずから時間を縛っていくというのは、なるべく基本的には避けていきたいなというふうに思った次第でございますが、上程時質疑の文書通告・事前公開については、先ほども陳情文書表で言いましたけども、事前に公開できる段階においては、できるだけ早く公開していくという基本的な考えに立って提案をさせていただいたところでございます。

以上です。

○川畑副座長

ありがとうございました。78番の上程時質疑の文書通告・事前公開について、創政会の林委員さんから、今、提案理由の説明がございました。このことにつきまして、皆さんからの御意見等がございましたら御討議をお願いしたいと思います。どうぞ、林委員さん。

○林委員

私が自分に対して言うんじゃないくて、若干違いますけど、79、80も基本的には同じ内容なんで、同じく提案理由の説明をしていただいてから一括して討議するのはいかがでしょうか。それは座長に対して失礼ですね。あくまで意見でございますけど。

○川畑副座長

今まで1つの会派さんからいろいろございましたけども、皆さんの御提案を先にいただきたいということでございますが、ここに出されている民主・社民の会さん、みんなの党さん、よろしゅうございますか。高橋委員さん、よろしいですか。

○高橋委員

はい。

○川畑副座長

それでは、79番の上程時質疑における通告制と時間制限について、民主・社民の井上委員さん、説明をお願いいたします。

○井上委員

今、林委員のほうからもありましたように、質問議員がどのような観点から議案に対する質疑を行おうとしているのかという問題意識を、聞いているほかの議員も共有していくということを考えますと、通告制というのが必要だろうというのが我々の会派の考え方があります。

あわせて、時間制限についてなんですけれども、これは縛る、縛らないという考え方ももちろんあるかと思えますけれども、一般質問、あるいは代表質問に関してもこの間の各会派の皆様方とのさまざまな協議を経た中で、インターネットの放映の絡みとかというのも議論の中で出てきた部分があるかと思えますけれども、代表質問も一般質問も時間制限がされているという状況で考えていきますと、じゃ何分がいいのかということは今ここで私のほうから御提案するというのではなくて、皆さんと協議をしていくということが大切かとは思いますが、一定の時間制限というものは設けていくことが必要なのではないかということで御提案させていただいております。

以上です。

○川畑副座長

ありがとうございました。それでは、上程時質疑、代表質問、委員会報告への討論、その内容と時間制限の見直しというテーマでみんなの党、高橋さん。

○高橋委員

一部重複するんですけども、今お話ありました創政会さんの御提案、それから民主・市民の会さんの御提案と同じように、上程時質疑について事前通告ということと、私どもはそれに対して、代表質問等に対して時間等を設けている、そして、なおかつ事前通告という形があるということで、先ほど林委員がおっしゃった上程時質疑の重要性とか位置づけとかそういった部分は一応理解した上でなんですけれども、ある程度の時間制限、そして、委員会報告への討論の部分では、私、過去の議事録とかも幾つか勉強させていただいた範囲においては、一部に非常に長く長くされていたようなのがあったという認識があったものですから、その辺についてもある程度の制限というルールというのを再度皆さんと一緒に協議できませんかというような意味合いで御提案をさせていただいたものでございます。そういった部分を含めて、見直しという形を一度とっていただければありがたいなという思いで提案をさせていただきました。

以上です。

○川畑副座長

3党派さんからおのおの、若干の違いはあるかもしれませんが、提案理由の説明がございました。このテーマにつきまして皆さんから忌憚のない御意見、御質問等ございましたらお受けしたいと思います。挙手にてお願いします。雨宮委員さん。

○雨宮委員

済みません、議事の整理の仕方なんですけど、上程時質疑という大きなくくりと、その他のくくりでちょっと区分して議論を進めていただけると非常にやりやすいかなと思っているんですけど。

○川畑副座長

そうですね。皆さんが上程時質疑と別のくくりと分けて……

○伊藤座長

別なくくりというのは時間？

○川畑副座長

時間ですね。

○伊藤座長

通告ですか。

○川畑副座長

上程時質疑の通告と時間制限でよろしいですか。

○雨宮委員

いいです。

○川畑副座長

を分けて議論したらどうかと。皆さんがよろしければ、この方向性でいきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、まず、上程時質疑における通告制について、皆さんから御意見をお伺いしたいと思います。雨宮委員。

○雨宮委員

多分、上程時質疑の回数が一番多いのは私かなと思っていますけれども、現状でも事前に質疑のやりとりは理事者側とはやってはいるんですよ。だけど、先ほど説明にありましたように、議員の皆さんも含め、あるいは市民の皆さんとか傍聴や視聴を希望されている皆さんに、早い段階からその質疑内容をいわば可視化するというのかな、周知するという意味合いにおいては、私も文書による事前通告については同意したいと思います。

時間については、ちょっと私は制限について異議というか、言ってみれば、良心と判断にゆだねるという範囲でいいんじゃないかなというふうに思っていますが。私の全く個人的な受けとめ方によりますと、上程時質疑というのは場合によっては一般質問よりか議論の深化が期待もできるし、またそういうふうなことが可能になる議場での1つのやりとりのかなというのもありますもので、先ほどどなたかがおっしゃいましたけれども、時間制限を設けないからといって、むやみやたらと無制限にというのはないと思いますので、その辺については引き続き議論していったらいいんじゃないかなというふうに思います。

○川畑副座長

ありがとうございました。上程時質疑の通告制については、雨宮さんはやったほうがいいという御意見でございました。時間については別にしてこれから議論しますが、今、とりあえず上程時質疑の通告制についてでございますが、皆さんからの御意見はほかにございませんか。はい、大須賀委員さん。

○大須賀委員

上程時質疑で時間制限という意見が出ているのは、その質疑をしている内容に比べて、発言者に申しわけないんだけど、ちょっと時間が長いじゃないかという印象があると思うんですね。特にこの4、5年、上程時質疑の時間が長くなっているように私は思っていま

す。あくまでもこれはタイトルにあるように質疑ですよ。ある場合には意見が入ったり要望が入ったり、もっとある場合には討論まで入ってきちゃって、最終的な結論は言っていないけども、事実上、討論にまで言及しているような上程時質疑があつてというふうに私は記憶をしています。

まさしく、さっき雨宮委員がおっしゃったように、上程時質疑はとても大事です。だからこそ、やっぱり本人の良心と良識に従って要領よく質問していただくというのが前提であれば、私は時間制限とかそういった意見も少なくなるんじゃないかと思っています。

もう1つは、委員会付託前ということも大きなポイントだと思うんですね。委員会審査というのがあるわけですから、その前の上程時質疑というのはあくまでも市長、もしくは特別職を中心に聞いていくという段階にとどめて、質疑にとどめおくということをそれぞれの質問者の方がもうちょっと徹底していただければ、この辺もスムーズにいくんじゃないかなというふうに思っています。

意見です。

○川畑副座長

御意見をいただきました。ほかにございませんか。それでは、はい、座長、お願いします。

○伊藤座長

それぞれの御意見を承っております、やはり方向性が出てきているのかなと、このように感じております。私のこれから申し上げる理由と、そして案についてお聞きを願いたいと思いますが、まずは一般質問の質問通告の例によりまして文書表、これからそのフォーマットをつくるわけですが、正式な手続をおとりいただく。そして、基本的には議会運営委員会、先ほど申し上げましたように始まる2日前の議会運営委員会において了承された内容につきましては、これも公開していくということをまず前提で考えますと、案といたしましては、前段の議運までに文書で質問内容を通告する。そして、議運で諮られた後は、ホームページでその内容を公開する。質問内容は議案の包括的な質疑とする。こういうことで、個々具体の質問までには至ってほしくない、至るべきではないと。このことを皆さんで確認しておきたいと思っています。

そして、時間制限につきましては、先ほどの議運の委員長さんの話もありましたけれども、今後このことが改善されないというような感覚を多くの議員が持った場合には、時間制限もいずれ協議していくということも可能性としてあるということをお置きして、上程時質疑についての時間制限、公開については以上のような形でのぜひ御理解をいただければなと思いますが、いかがでしょうか。

○川畑副座長

ただいま議長からの議長提案という形で出されております。今の内容について皆さんからの御質疑がございましたら、挙手にてお願いいたします。ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

これは皆さんにちょっとお聞きしたいんですが、上程時質疑の場合に包括的な質問内容でということが今出ましたけれども、上程時質疑というのはその議案に対してある程度自分の意見があって、これについてはこう思うけれどもどうだろうか、それを皆さんで考えていきたいというような、委員会にそれをしっかりと考えてもらいたいという思いがあってするんだと思うんですが、だとすると、ある程度の自分の意見というのはそこに入ってくると思うんですね。そこがどの程度意見が入ってしまっはまずいのかというところが、すごく微妙になってくるのではないのかなと思うんですが、それについてちょっと皆さんの御意見を伺いたいと思います。

○川畑副座長

今、ドゥマンジュ委員さんから出されました意見に対して皆さん何かございますか。皆さんの意見を聞きたいということです。井上委員。

○井上委員

それは多分結論に至るまでの討論のところ、本来であれば討論を経て議決がされるということで、討論を聞いてやっぱり賛成だとか、やっぱり反対だというような形になるのが流れだろうというふうに認識しています。あくまでも質疑ですから、質疑ということでとめるという話だというふうに思いますので、御自身のお考え等については討論でやられればよろしいのではないかと思います。

以上です。

○川畑副座長

大河委員、どうぞ。

○大河委員

質疑は議案に対して疑問点を質疑することですから、基本的には自分の意見を述べるところではないというふうには書かれています。賛成、反対はですけど、ただ、自分の見解を述べないと、どういうためにその質疑をしたかがわからないという場合は、それまで禁止しているものではないというふうには書かれていますから、やはりその範囲内ということではないかと思います。

○川畑副座長

はい、林委員さん。

○林委員

今の御質問については、私たちがきちんとその枠を決めるのではなくて、基本的な考え方として総括的な質疑とするということを決めることであって、あとは個人の大方のルールの中で解釈をしながらやっていけばいいんじゃないですか。余り事細かに決めることじゃないと思いますよ。ただ、ルールはルールとしてね。

○川畑副座長

議論を戻します。皆さん、今、座長から出された意見に対して、ほかにございましたら挙手にてお願いいたします。はい、井上委員さん。

○井上委員

もう一回確認させてもらいたいんですけども、開会2日前の議運までに物を出すとか。要は、耳で聞いただけなんで、具体的にこれとこれとこれというのをもう一度お教え願えればありがたいんですが。

○川畑副座長

座長、お願いします。

○伊藤座長

議案は、基本的には開会1週間前にそれぞれのお手元に配付をされます。そして、土日を除いて開会2日前に議会運営委員会が開催されます。その間は時間が、当然調査、検討、研究を含めて各議員は勉強するわけですね。その中で上程時に質疑をしたいと思う案件があった場合には、その議運の前に間に合うまでにぜひ申告を願いたいという手続の段取りをとっていただくと。このことですね。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

一般質問の通告の場合、事務整理の時間があるじゃないですか。要するに、質問通告とかあれを受けてから事務方で文書を打ったり整理する。今の話だと、上程時質疑の場合にはそういう時間は必要ないのかなど。ちょっと余計なことかもしれませんが。つまり、議運の直前まででいいですよということになれば、出す方はそれはそっちのほう都合がいいというか、余裕があるからいいんですけど、それでいきなり手書きの生のものが議運に出てくるのかという、ちょっとそこはどうなんだろうなというふうに単純に。

○川畑副座長

はい、座長。

○伊藤座長

雨宮委員から事務手続的なところに支障がないのかというような御指摘はごもっともな部分があるというふうに思っています。したがって、その議運の行う日程の前日の例えば5時までというようなところで1つの区切りをつけるということを行ったらいかかかと思いますが、いかがでしょうか。

○川畑副座長

いかがでございましょうか。雨宮委員。

○雨宮委員

私は前日5時ならいいと思います。

○川畑副座長

高橋委員。

○高橋委員

今の座長提案で理解はいたしました。先ほど私が質問というかこういう提案をさせていただいた部分の、皆さん整理してくださって、そういったガイドラインみたいなのをきちんと設けませんかという意味で御提案させていただいたので、今の座長提案という部分で十分理解し合意します。

ただし、ごめんなさい、確認だけ1つ。今回の上程時質疑で、今おっしゃった議運の前日の5時までというのはいつから、今回第1回定例会からという形をとるのでしょうか。

○川畑副座長

はい、座長。

○伊藤座長

これは、それぞれもう決定したものについては第1回定例議会からホームページ上にアップをするということが決まっているものは、もうアップする準備に入っているという。ですから、このことが決まれば、これはアップするだけですから、可能性としては第1回定例議会から十分対応できるというふうに思われます。

○川畑副座長

よろしいでしょうか。

○高橋委員

了解です。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

そうすると、先ほど通告用紙、フォーマットも含めて検討という話があったのかなとい

う印象が残っているんですけど、一般質問については既に定形のものがありますけど、上程時質疑の通告用紙というのは一般質問に倣うという形のとらえ方でいいんでしょうか。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

一般質問の通告書を例とするという表現を先ほど申し上げましたけれども、まずは一般質問の用紙そのものを例えばそのまま使って、当然名称は変わりますけれども、対応していったらいかがかなと。こんなふうに思っています。

○川畑副座長

よろしいでしょうか。

○雨宮委員

はい。

○川畑副座長

ただいま出された座長提案につきましてよろしければ了承させて……はい、井上委員、どうぞ。

○井上委員

通告が開会2日前の議運の前日までということと、通告の書面が一般質問の用紙を例とすると。時間制限については今後……

○川畑副座長

詳細の確認をしています。済みません、井上委員さん、ちょっとお待ちください。——今、詳細な部分を申し上げます。座長、お願いします。

○伊藤座長

先ほど一般質問の通告書を例とするという表現をいたしましたけれども、基本的には同じなんですけれども、事前通告することを前提に文書表は存在するというところでございまして、その説明がもしあれば事務局のほうで。今、わかりますか。

○川畑副座長

わかりますか。はい、次長。

○小林事務局次長

今、座長のほうからお話がありましたように、既に発言の通告書は形式がございまして、質疑、代表質問及び討論、それぞれ通告制になってございますので、それぞれ議員の皆さんお持ちの書式例集の中の32ページのほうに書式がございまして、後ほど御確認いただければというふうに思っております。

形といたしましては、一般質問のほうとは若干異なりますけれども、発言の件名と要旨をお書きいただくような内容になっております。

以上でございます。

○川畑副座長

御確認くださいませ。よろしいですね。

それでは、井上委員さんの質問。申しわけないです。

○井上委員

質問というか、要は確認ということで、開会2日前の議運の前日までに通告するということと、時間制限の件については今後の運営の様子を見て必要があれば行うという、この2つを座長提案ということでいただいたという理解でよろしいですか。

○川畑副座長

座長、お願いします。

○伊藤座長

そのとおりでございます。

○井上委員

わかりました。ありがとうございます。

○川畑副座長

今、もう既に上程時の通告制度、それと時間制限についても含んで座長提案があったというふうな認識でよろしいんですよね。

○伊藤座長

はい。

○川畑副座長

でございます。皆さんがよろしければ、この座長提案のまま了承していただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

ありがとうございます。それでは、78、79、80番の提案につきましては座長提案をまた次回提出させていただきます。御了承をお願いいたします。高橋委員さん。

○高橋委員

今、副座長がおっしゃった、私どもが御提案した、その後の部分が分断して議論されていたので、そこの後半の部分のほうをぜひ御検討いただければと思います。

○川畑副座長

失礼いたしました。80番のみんなの党調布さんから出されております後半の部分といいますと、代表質問、委員会報告への討論、その内容ということでよろしいですか。

○高橋委員

では、改めまして。

○川畑副座長

はい、高橋委員、どうぞ。

○高橋委員

今の上程時質疑と代表質問の位置づけというか、時間制限のことがあったんでこういう書き方をしたんですけども、基本的に代表質問まではそれで結構です。

それで、いわゆる委員会報告のところでの討論の部分についてなんですけども、今現状、委員会の報告で、委員長報告があつて、それに対して委員長報告の際に各会派での異論があつた場合には、委員長報告の中で各会派の考え方みたいな形を委員長に述べていただいていますよね。それに対して、先に討論という形を設けて、その討論で同じような形で考え方を述べ、それにもたしか時間制限がなかったと僕は思うものですから、その部分についての何らかのガイドラインというか、ルールみたいなものを決めることというのは必要ないのかなというふうに感じたものですから、御提案させていただきました。ぜひ皆さんで討議いただければと思います。

○川畑副座長

高橋委員さん、済みません。ここの部分で重なって書かれておりますけれども、委員会の部分の論議というのはまた後ほど提案として出てまいりますので、申しわけございませんが。110番とか111番とか112番あたりに委員会報告等の委員会に関してが出てまいりますので、またそのときに提案説明をお願い……。はい、済みません。

○小林委員

今、私が高橋委員さんのお話を聞くところによれば、委員会報告とありますけど、これは委員長報告で、例えば反対討論がありました、こういうことがありました、賛成討論がありましたという報告があつた。その後、採決の前に反対討論なり賛成討論なりが延々続くという御認識が高橋委員さんにはあつて、その時間制限をすべきじゃないかというふうに私は理解したんですが、それでよろしいですか。

○川畑副座長

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員

小林委員、フォローしていただいて本当にありがとうございます。時間だけでなく、

基本的に重複している部分が非常に多いというふうに私は感じるものですから、その部分が傍聴等、それからネットの視聴等をされている市民の皆さんはどう理解されるんだろうと。私は市民感覚から見るとそこが非常にわかりにくい。ですから、そのガイドライン及び時間制限というようなことを設定するという考え方について、皆さんと討議したいなという思いで提案をさせていただきました。

以上です。

○川畑副座長

わかりました。皆さんがよろしければ、高橋委員のおっしゃっている時間制限に対して、この場で討論、皆さんから御意見がありましたらお受けしたいと思いますが、よろしければ。はい、井上委員さん。

○井上委員

それは後で出てくる議論なのかなと思っていたんですけど。109、110、111番あたりで出てくるのかなと思ったんですけど、それをここでやるということですか。

○川畑副座長

ちょっと済みません。議事整理させていただきます。少々お待ちください。――座長、お願いします。

○伊藤座長

それぞれお出しいただいている項目の中に、また別な角度からの御意見の中に重複しているものが幾つか存在します。したがって、議論する場所は、申しわけないんですけども、その辺を前提に、今後必ずその部分に入ってまいります。ぜひ今回に限りは、上程時質疑の通告と時間のことで御議論いただいておりますというふうをお願いいたします。

なお、時間については、先ほど井上委員さんから御指摘がありましたように、私からお答えしたとおりであります。

以上です。

○川畑副座長

高橋委員。

○高橋委員

了解しました。よろしく申し上げます。

○川畑副座長

それでは、そのように、後ほど出てくる論議の中で必ず出させていただきますので、御了承ください。よろしく申し上げます。

続きまして、それでは、傍聴者への環境整備というところに移らせていただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

29、30、31、38、39、傍聴者への保育・手話等サービス提供についてでございます。

29番で提案されております事前予約による託児・手話サービスの提供、創政会さん。30番で、保育室を設置するか、ないしは子どもが静穏を維持することを条件に同伴傍聴を認める、共産党さん。31番、予約制手話通訳・要約筆記・保育施設整備、民主・社民の会さん。38番、議会日程を確定し、手話通訳の導入や保育つき傍聴を実現すること、元気派市民の会さん。39番で、傍聴者にとってのユニバーサルデザインを進める（本会議場等車いす傍聴可能・手話・要約筆記）、生活者ネットワークさんという、要するに、保育、手話等サービス提供についてでございますが、これはおのずから皆さんダブっているように思いますので、皆さんの提案を1つずつ受け、そして皆さんから総括的な御議論をいただければなと思っておりますので、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、提案番号29番、創政会さん、お願いいたします。

○林委員

私どもの会派から、事前予約による託児・手話サービスの提供ということで御提案をさせていただいております。これについては、常時というイメージは私どもは持っておりません。ただ、昨今、いろんな陳情、請願、そして議案等に対して、市民の見に行こうという意識が高まっている中で、過去においても傍聴規則等によって一応今現在、児童だったかな、小さなお子さんについては議長の裁量の中で傍聴の可否が判断されるようになっていくかと思えますけれども、やはり小さなお子さんに静かにしろというのはなかなか難しい話であって、かといって傍聴するなというのはちょっと無茶な話でもありますし、見ていただくのはやっぱり市民の方々にとって当然のことだというふうに思っております。したがって、状況に応じて事前予約制というか、いついつまでに申し出ただけであれば、こういうサービスを用意しますよというようなことを、予算の許される範囲の中で考えてもいい時期に来ているのではないかなと。機は十分熟しているんじゃないかなと思ひまして、御提案をさせていただいたところでございます。

以上です。

○川畑副座長

ありがとうございました。30番、共産党さんが出されております。雨宮委員。

○雨宮委員

趣旨は今の創政会さんと全く同じです。小さな乳幼児の子育て世代に対するバリアフリーといいますかね。ここには保育室の設置というふうに書きましたけれども、これは別に物理的に部屋を確保しなさいという意味じゃないんです。よく市の会議傍聴の案内なんかでも、保育室があるという表示がありますよね。では具体的にはどうするかというのは、例えば委員会室の1つを充てるとか、そういう工夫でいいんじゃないかなというふうに思っております。

それから、子どもが静穏を維持することを条件に、これは本当に自分で言うのもなんですけど、実現可能性の非常に低い話だから、ここは実態的にはさっきの創政会さんと同じ歩調でいいと思います。

どういう形で周知するかという具体的なイメージとすれば、さっきもちょっと言いましたけども、例えば議会だよりであるとかホームページに保育室あり、要望があればみたいな、要するに要望、希望があったときに応じるという形でいいんじゃないかなというふうに思っています。

○川畑副座長

ありがとうございました。それでは、民主・社民の会さんの予約制についてお願いいたします。井上委員。

○井上委員

3党派目ですので重なる点が多いです。基本、何かを、箱とか部屋をつくってということではなくて、臨機応変な形の中で手話通訳、要約筆記、そして保育、傍聴するときに限りですけども、そういうものの対応ができるような仕組みづくりをということで御提案させていただいております。思いは創政会さん、共産党さんと非常に近い部分だというふうに思います。

以上です。

○川畑副座長

ありがとうございました。それでは、38番で提案されております元気派市民の会さん。大河委員。

○大河委員

私は平成12年度の議改協で両方とも実は提案したんですけども、そのとき、手話は三角、さらに調査を要するため結論出ずで、保育つき議会の導入はバツでございました。そう思うと、やっぱり時代が変わってきたのかなというふうに思います。

サービスの提供についてというふうに項目に書いてありますように、やはり議会への市民参加、開かれた議会という部分からすれば、ソフト面の充実というふうに考えております。そして、議会日程が確定すれば、事前に来るか来ないかわからない中で準備をするということではなく、何日に議会がありますという情報が出ます。そうすれば、関心のある方が、市のいろいろな勉強会等も保育とか手話通訳というのは予約制だったりしますので、それを予約していただいて利用していただく。可能であれば、委員会のほうも陳情で最近小さいお子さんを連れた方もいらっしゃいますから、そういったことを可能にする。ですから、こういうことを議会は考えて、あらゆる方に傍聴して議会のやりとりを聞いていただき、意見を出していただきたいという議会の姿勢を示す、そういう意味でも大変重要なことではないかと思ひまして、提案させていただきました。

○川畑副座長

それでは、39番で提案されています生活者ネットワークさん。はい、ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

私も議会がより開かれるためには、こういう保育をつけることですか、また手話ですかをしていくことは本当に必要不可欠なことだと思います。高齢化が進んでいく中で、やはり音だけでは聞き取りにくいという方も今後ふえてくると思います。そうした中で、この間、福祉3計画の説明会があったときに、要約筆記がついていました。これは都のほうから要請して派遣された数人の方たちがかわるがわる文章を書いているんですが、それがこのような形でパワーポイントで示されるんですけれども、これは普通の障害を持たない方にとっても要約筆記で内容を見ながらわかっていくということで、私も見ていて大変わかりやすかったです。

それで、高齢化が進むとともに、中途障害を持つ方がふえてくるということも考えられます。こうした方たちは手話だけではやはりわかりにくいところがあるので、できましたら要約筆記を考えていくことも必要だと思います。

それで、皆さんからも御意見が出ていますが、私としましては、このユニバーサルデザインということは来る方をだれも拒まないということが基本だと思いますので、常設というのが一番望ましいのかなと思いますけれども、来ないときにそれをつけるというのもいろいろと費用的にも大変なこともあると思いますので、やはり周知をしっかりと図った上で予約制ということ考えていければと思います。また、保育も同様です。

以上です。

○川畑副座長

ありがとうございました。それでは、今言われました29、30、31、38、39の傍聴者の環

境整備につきまして、皆さんからの御意見、御質問ございましたら挙手にてお願いいたします。ございませんか。高橋委員さん、どうぞ。

○高橋委員

皆さんからの御提案、基本的に傍聴者に対してバリアを設けないという部分については異を唱えるものではありません。課題は、先ほど御提案の皆さんもおっしゃっているように、予約制という形をとったときでさえ、実際に物理的な手配とコスト等がどういった形で対応できるのかという部分が、1つ課題としてはそれぐらいなのかなんていうふうに思いますので、その部分の対応をこれから御検討いただくという形であれば、ぜひ推進していただければというふうに思います。

意見で結構です。

○川畑副座長

ほかにごございませんか。はい、座長、お願いします。

○伊藤座長

それでは、それぞれの御意見を聞いておりますと、それぞれのお話を聞く限りでは方向性としてはほぼ一致をしていく方向にあるのかなというふうに思われます。しかし、このことを実現化していくためには、別な意味でハード、ソフト含めて環境整備が必要ではなかろうかと思っています。その環境整備するに当たっては、まずは場所をどうするのか、またそういう手話通訳の方をどこに手配するのかということを含めて、予算的な措置も関連してくるという案件だと思われます。したがって、なるべく早い段階で、次回以降、再度お出ししたいと思いますが、これに関係することについては次回以降御議論いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○川畑副座長

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、次回以降、詳細について御議論いただくということで御了承のほどお願い申し上げます。

それでは、続きまして、傍聴者への環境整備についてというところであります。傍聴者への環境整備、傍聴満席時における別室音声対応について、36番で創政会さんと、同じ内容で民主・社民の会さんが出されております。そして、提案番号37番で、みんなの党調布さんが、傍聴者・ネット等視聴者に議案・審議資料をわかりやすく提供するという出されておりますので、おのおの説明がありましたらお願いしたいと思っております。

まず、36番、創政会さんの林委員さん、お願いできますでしょうか。はい、林委員、お願いします。

○林委員

傍聴満席時における別室音声対応ということで提案事項の中に書いてありますけども、私どもから出させていただいた資料には、委員会を原則公開するとともに、満員の際の別室、例えば4階でしたら401会議室等を利用しての、音声とかネット中継とかを併用しながら対応していけばどうだろうかという御提案が正確な提案でございます。本来、傍聴に来られる方は、生で見るのが一番ですから、これもさかのぼるかもしれませんが、委員会室の配置を変更して傍聴席をふやすとかそういう努力をすることがまず大切なことではないかと思っておりますけれども、いずれにしても、傍聴満席時において少しでも傍聴の方への利便性を向上させるべく検討していくということが大切ではないかということで、御提案させていただいたところでございます。

以上です。

○川畑副座長

ありがとうございます。井上委員さん。

○井上委員

創政会さんと全く同じ提案内容でございます。

以上です。

○川畑副座長

ありがとうございます。36と37、ちょっと性質が違うものですので、まず36、今、創政会さんと民主・社民の会さんが出されました、傍聴席が満席のとき音声による別室対応について、皆さんからの御議論ございましたらお願いしたいと思いますが、ございませんか。大河委員。

○大河委員

私は本会議場かと思っております、今、御説明があったので、確かに最近、陳情項目によっては委員会にたくさんの方がお見えになっていますので、組合議会なんかでもやはりいろいろあった場合はすぐそういう対応をしておりますので、工夫すればやれる部分だと思いますので、ぜひこれは早目に対応していただきたい提案だというふうに思いまして、賛同いたします。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

これはあくまでも委員会なんですよね。林委員、委員会での対応ですよね。

○川畑副座長

林委員。

○林委員

そういうことです。

○雨宮委員

私も基本的には大いに賛成ですけれども、ただ、委員会の開催形態がちょっと絡んでくるのかなど。初期投資をやるのにね。今のようだと並列開催でしょう。そうすると、実際に発現するかどうかは別としても、3室、3カ所用意しなければならないという形になるから、その辺との兼ね合いがあるから、基本方向は別に全く異存はないんですけども、そういう部分を含めての議論というか検討が必要なのかなという思いがしました。

○川畑副座長

ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

私も、委員会に傍聴に来られてそれが生で聞けないということは、せっかく来て足を運んでくださる市民の皆さんにとっては、やはりどなたでも聞けるようにできるということは大事なことだと思います。今、雨宮委員のほうからもありましたけれども、ちょっとことは直接関係ないというか、関係あるというのか、できましたら私は委員会の日をずらすようなことも考えて、やはり今のままでは、こっこの委員会もこっこの委員会も傍聴したいというときには、どちらかを選ばなきゃいけない。それを必ず興味のあるところは傍聴できるということにするのであれば、日をずらして、1日1委員会ということも考えられるのではないのかなど。これもちょっと議論が大きくなってしまう……

○川畑副座長

済みません。それは議論が違ってきますので、傍聴に関して別室音声対応が必要かどうかというところでお願いいたします。

○ドゥマンジュ委員

わかりました。傍聴者の環境整備ということであれば関係してくるのかなと思いますが、じゃ、今回はちょっとそこは控えておきますが、それも考えていただければと思います。

○川畑副座長

ほかにございませんか。座長、お願いします。

○伊藤座長

36に関しましては、これもやはりおおむね方向性は一致しているのかなというふうに思

っています。ただ、基本的に、3委員会一度に傍聴席満席になるということはいまだ過去に恐らく例がないというふうにも思いますが、これから先わかりません。そのときの対応というのは、当然これから議論しておかなきゃいけない部分がありますが、それを前提に、このことについては現在も別室で音声対応をした経緯があります。ですから、そのことを踏まえて、方向性としては対応していくということではいかがでしょうかということもまずお願いするのと同時に、前回、前々回、皆さんに大変御議論いただいておりますが、一人でも多く委員会室に傍聴者が入れるような環境整備にも関係してくるかなど。こんなことを申し添えさせていただいて、この対応については図っていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○川畑副座長

よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

ありがとうございます。それでは、37の提案で、みんなの党さん、御説明をお願いします。みんなの党、高橋委員。

○高橋委員

済みません、私は委員会のほうという形で限定でなくて、本会議という部分も含めた形の御提案です。基本的に傍聴者には今、できる範囲で議案、資料をお配りされていたというふうに理解しているんですけども、それがネット視聴されているような方に、例えば議案だけでもいいんで、いわゆるスーパーでお入れするような。基本的に今、ホームページで出していますんで、技術的にはそんな難しい話じゃないと思うんですね。少なくとも今議論している議案についてはこれだと。それから、その日の議決する議案についてはこういう日程だよというような部分の、日程表と議案の資料ぐらいはスーパーで出せるんじゃないかなというふうな気がいたしますので、そういった形の対応をとれないかなという御提案でございます。

○川畑副座長

今、御説明がありましたが、ごちゃごちゃやらないで直接聞いてください。はい、大河委員。

○大河委員

大変申しわけないんですが、一番キーワードのスーパーというのが、私の考えるスーパーなのかどうかというのがわからないので、もう少しわかりやすく御説明をお願いします。

○川畑副座長

高橋委員。

○高橋委員

申しわけございません。スーパーインポーズというんですけど、基本的に文字で画面上にこういう議案についての議論だよと。議案の何番でこういう議案だよという形の文字表記をするというようなことは、それほど難しい話じゃないだろうと思いますので、そういった対応をしていただけないかなという形の御提案です。

○大河委員

それは議案についてですけど、求められているのは、審議内容をわかりやすくというのも書いてありますけど、それもあわせて、ずっと長く流すということなんですか。それはどうということですか。

○高橋委員

従来の流れの中で、傍聴者への環境整備という中で、議案を傍聴者に配付されている範囲のものと同等のものを文字表記していきたいということです。

○大河委員

例えばインターネットでPDF化して議案とかが表で今載っていますよね。ですから、そういった形では足りないという意味ですか。

○高橋委員

基本的にインターネットで議案とかを全部出されている範囲のものを、ネット中継時にきちんと出せないかなということで、基本的には大きな問題はないんじゃないかなというふうに思うんです。

○川畑副座長

ほかに質問。林委員さん。

○林委員

そのスーパーインポーズ（「文字表記です」と呼ぶ者あり）、文字表記をするのがそんなに難しくないとおっしゃいましたが、例えば議案とかそういった資料をデジタルデータ化して、ウェブ上に載っけておくとか、そういうので御自分自身でそれを開いて、それを自分でプリントアウトして、それを見ながらネット中継を見るというんじゃないかなんですか。

○川畑副座長

高橋委員。

○高橋委員

今のお話は、議案として、議案は議案でそのページできちんと表記されているんだから、

それを見ながら中継を見たらどうだというお話ですね。いわゆるネット中継というのは動画ですよ。基本的に動画を見ながら、こちらでは興味があれば、それを資料を全部プリントアウトして見なさいということですか。なるほど。

○川畑副座長

ほかに御意見ございませんか。雨宮委員。

○雨宮委員

私もなかなかイメージがつかめないんですけど、ここでいっている、議案は議案だからわかりますよね。ただ、審議資料といった場合に、どこまでの範囲をいっているのか。例えば今、本会議にしる、委員会にしる、傍聴者に資料貸し出しをやっていますよね。その範囲のことをいっているのか、あるいは委員会なんかでは通常、議案に付随した資料が突然出てくる場合もあるじゃないですか。どこかの委員会みたいに。そういうふうなことまでその範疇に入ってくるのか。そこの整理をもう少しやってもらわないとね。

それから、もう1つは、中継中、あるいは録画でも一緒なんだけど、中継中に例えば議長が議案上程しますよね。第何号議案、説明という、それもテロップで流せという意味なんですか。

○川畑副座長

高橋委員。

○高橋委員

わかりやすく言うと、基本的には、実は、私、これ、委員会については話をしていないんですね。ネット中継はしていないじゃないですか。ネット中継をしている本会議の、今おっしゃったように、基本的に資料を貸し出ししていますよね。ネット中継を見ている人間はそれがわからないわけじゃないですか。なので、何について議論されているかというのがわかればいいのか。そういう意味合いで、一部の、例えば都道府県議会などでは、ネット中継でナレーターを入れて、今こういう議案ですというような形で出したりもしているんですね。それと文字情報を入れたりしているというのがある。それが非常にわかりやすいので、そういった形で、すべての資料を出す必要はもちろんないんですけども、そういう進行の状況を文字と本当は音で出せるといいなというような思いで提案しました。ですから、出せる範囲というのは、ここまでは無理だろうと。では、ここのできる範囲でいこうじゃないかという形での検討でもいいのかなというふうに思います。

○川畑副座長

ほかに。大河委員。

○大河委員

そうすると、例えば、今決まった上程時の質疑がありますよね。その例えば大見出しというんですか、何々について、一般質問だったらその大見出し、何とかについて、その他じゃないですけど、そういうふうにテロップみたいにして、それぞれ始まる時に流れたらいいというようなイメージなんですか。

○川畑副座長

高橋委員。

○高橋委員

そのとおり、今、テロップとおっしゃっていただいたんで、非常にわかりやすかったんですけども、そういった形でテロップというレベルで出せる範囲でいいと思います。

○大河委員

逆に、今、質問中の名前とかが入っていますが、そういうことは技術的にはそんなに難しいことではないのでしょうか。

○川畑副座長

技術的な部分をお尋ねですか。

○大河委員

というか、そんなに手間がかからなくて、すぐできることなのでしょうか。

○川畑副座長

端的に。

○小林事務局次長

名前はできますが、今おっしゃっているようなことが対応できるかどうかは、ちょっと難しいかなというふうに思っております。すぐにという意味で。

○川畑副座長

座長、お願いします。

○伊藤座長

技術的なことも含めて、私を含めてよく理解していない者もいますので、この件につきましては次回もう一度御議論いただくという前提で、保留ということはいかがですか。

○川畑副座長

よろしいでしょうか。端的にお願いします。

○高橋委員

技術的な問題云々というのを置いておいて、なぜしつこく言っているかというのと、やはり傍聴に来られないけれども、来る時間はないけれども、ネットだったら視聴できるというような市民の方々は多いと思うんですね。ですから、そういった方々に対する対応とい

うのを、今よりも少しでもわかりやすく放送を見ていただければ幸いなという思いがあったもので、御提案させていただいたことをぜひ御理解いただきたいと思います。

○川畑副座長

ありがとうございました。それでは、この部分に関しましては次回以降、保留とさせていただきます。

皆さんの御議論により、本日の会議時間がなくなってまいりました。つきましては、残った議論、検討事項につきましては、次回の代表者会議で議論していただくこととしたいと思います。御了承していただきたいと思います。お願いいたします。

それでは、次に日程の3、その他に入ります。

代表者会議の日程についてであります。次回以降の日程をお諮りしたいと思います。

第8回代表者会議は4月5日木曜日、第9回代表者会議は4月27日金曜日、いずれも午後2時から、ここ全員協議会室で開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

ありがとうございました。それでは、御了承をお願いいたします。

ほかに御質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

なければ、本日予定しておりました日程はすべて終了いたしました。

最後に、座長からお願いいたします。

○伊藤座長

皆様の御議論、きょうはかなり前へ進んだという感覚を持っております。このような体制でぜひ次回以降も進めてまいりたいと思いますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

以上でございます。

○川畑副座長

ありがとうございました。

それでは、第7回代表者会議を終了いたします。

傍聴者の方には感想などあれば御記入いただき、事務局まで御提出できればお願いいたします。

午後3時57分 散会